

○総務省令第四十七号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第一項、第十六条第五項、第十八条第一項及び第十九条第三項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第八条第一項、第十五条並びに第十六条第三項及び第四項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

総務大臣 松本 剛明

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>(設置)</p> <p>第七条 特定事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該特定事業所に、当該各号に定める消火用屋外給水施設を設置しなければならない。</p> <p>一 その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号。以下「令」という。)第八条から第十条まで並びに第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車(以下「大型化学消防車等」という。)を備え付けなければならない場合 消防車用屋外給水施設</p> <p>〔二略〕</p> <p>(能力)</p> <p>第八条 消防車用屋外給水施設的能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力(以下「総放水能力」という。)により百二十十分継続して放水することができる量の水を供給できることとする。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(代替措置)</p> <p>第十二条 令第八条から第十条まで及び第十六条第二項及び第三項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより百二十十分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が、第九条第一項の規定による消火栓等を設置すべき位置において、市町村長等が適当と認めるときは当該箇所消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)</p> <p>第十八条 令第八条第一項の大型の化学消防自動車で総務省令で定めるものは、規格省令第二条第二号に規定する消防ポンプ自動車(以下「消防ポンプ自動車」という。)であつて、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 自動比例泡混合装置(泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。)を備え付けていること。</p> <p>〔三 略〕</p> <p>〔2・8 略〕</p> <p>(消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置)</p> <p>第二十条の二 令第十六条第三項の総務省令で定める容量は、五千八百リットルとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第七条 [同上]</p> <p>一 その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号。以下「令」という。)第八条から第十条まで並びに第十六条第二項及び第四項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車(以下「大型化学消防車等」という。)を備え付けなければならない場合 消防車用屋外給水施設</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>(能力)</p> <p>第八条 消防車用屋外給水施設的能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに第十六条第二項及び第四項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力(以下「総放水能力」という。)により百二十十分継続して放水することができる量の水を供給できることとする。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(代替措置)</p> <p>第十二条 令第八条から第十条まで及び第十六条第二項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより百二十十分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が、第九条第一項の規定による消火栓等を設置すべき位置において、市町村長等が適当と認めるときは当該箇所消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)</p> <p>第十八条 [同上]</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 自動比例泡混合装置(泡消火薬剤を加圧して自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。)を備え付けていること。</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔2・8 同上〕</p> <p>[新設]</p>		

2 令第十六条第三項の大型化学消防車で、高所から放水することができ性能を有するものとして総務省令で定めるものは、第十八条第一項第二号及び第二項の規定に該当する消防ポンプ自動車であつて、同条第三項第二号に規定する性能を有するものとする。

3 令第十六条第三項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車に代えて、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによつて支障なく消火活動ができることとする。

（普通泡放水砲による代替措置）
 第二十条の三 令第十六条第四項の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

〔一〇五 略〕

2 令第十六条第四項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

3 令第十六条第四項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に發揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

（可搬式放水銃等）

第二十一条 令第十五条の総務省令で定める可搬式放水銃等は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の総務省令で定める数は、当該自衛防災組織に備え付けられた防災資機材等の同表の上欄に掲げる区分に応じ、当該防災資機材等各一台又は各一基につき同表の下欄に定める数とする。ただし、同表の上欄中可搬式泡放水砲については、当該特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置及び通路の状況等を勘案して、当該屋外貯蔵タンクに係る火災が発生した場合にも、当該可搬式泡放水砲を用いないで有効な消火活動ができるものと市町村長等が認めた場合は、この限りでない。

可搬式放水銃等	防災資機材等	数
筒先基部圧力が一〇メガパスカルの場合において毎分三千リットル以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡	消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 大型化学高所放水車 大型高所放水車	〔略〕

（普通泡放水砲による代替措置）
 第二十条の二 令第十六条第三項の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

〔一〇五 同上〕

2 令第十六条第三項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

3 令第十六条第三項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に發揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

（可搬式放水銃等）

第二十一条 〔同上〕

可搬式放水銃等	防災資機材等	数
筒先基部圧力が一〇メガパスカルの場合において毎分三千リットル以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡	大型化学高所放水車 大型高所放水車	〔同上〕

六年法律第二十七号) 第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する特定事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〕三 略〕

〔8・9 略〕

六年法律第二十七号) 第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する特定事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〕三 同上〕

〔8・9 同上〕

様式第 8 (第29条関係)

〔(その1) 略〕
〔(その2) 〕

防 災 資 機 材 等	防 災 要 員	防 災 要 員			
		各1台、 各1基又 は各1隻 につき置 いている 人員	勤務又は 待機の間 の場所		
種 類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各1台、 各1基又 は各1隻 につき置 いている 人員	勤務又は 待機の間 の場所
種 類	共同防災組織に備え付けるべき大容量放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防 災 要 員	人
※備 考					
その他の防災資機材等					
		指揮者	その他の防災要員	人	人
合計				人	人
大型化学高所放水車					
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車					
〔略〕					
合計					
その他の防災資機材等					

〔別紙 略〕

備考

〔1・2 略〕

3 様式 (その2) について

〔(1)~(7) 略〕

〔8〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第3項の規定に基づき、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災組織等に関する省令第20条の3第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔9〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第4項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災組織等及び防災組織等に関する省令第20条の3第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔4・5 略〕

様式第 8 (第29条関係)

〔(その1) 同左〕
〔(その2) 〕

防 災 資 機 材 等	防 災 要 員	防 災 要 員			
		各1台、 各1基又 は各1隻 につき置 いている 人員	勤務又は 待機の間 の場所		
種 類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各1台、 各1基又 は各1隻 につき置 いている 人員	勤務又は 待機の間 の場所
種 類	共同防災組織に備え付けるべき大容量放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防 災 要 員	人
※備 考					
その他の防災資機材等					
		指揮者	その他の防災要員	人	人
合計				人	人
大型化学高所放水車					
〔同左〕					
合計					
その他の防災資機材等					

〔別紙 同左〕

備考

〔1・2 同左〕

3 様式 (その2) について

〔(1)~(7) 同左〕

〔新設〕

〔8〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第3項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災組織等及び防災組織等に関する省令第20条の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔4・5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。